

# 議会運営委員会記録

1. 期日 令和4年6月9日(木) 開会 15時30分  
閉会 16時00分
2. 場所 議事堂
3. 議題  
①訴えの提起について  
②協議事項
4. 出席者 小笠原委員長、杉崎副委員長、羽根委員、松崎委員、渡辺委員、大沼委員、  
根岸委員、一石委員、善波議長  
事務局 二見事務局長、黒石庶務課長、寺口副主幹  
執行者側 総務部長、総務課長、庶務人事班長  
傍聴議員 4名  
一般傍聴者 0名
5. 経過  
議長あいさつ

---

## ① 訴えの提起について

- 委員長 これより議題に入る。町長提出議案の追加、「訴えの提起について」を議題とする。執行者側より説明をお願いします。
- 総務部長 今回、訴えの提起に係る議案について1件追加させていただく。上程議案の説明は総務課長からさせていただきます。
- 総務課長 令和4年第2回二宮町議会定例会に追加の上程議案説明資料に基づく説明。議案は、本日この議会運営委員会終了後に発送する予定である。
- 総務部長 ここで議案の取り扱いについてお願いがある。議案の取り扱いについて資料に基づく説明。
- 委員長 議案の取り扱いについて、なかなかこういうかたちのものはないので気を付けていただければと思う。これより質疑に入る。
- 渡辺 訴訟をこちらから起こすということになると、裁判費用が発生すると思うが、費用については別途予備費から流用して報告いただくのか確認させていただきたい。
- 総務課長 既に予備費の充用をさせていただき、最終日終了後の全員協

議会で報告させてもらう予定になっている。訴訟費用ということで弁護士費用、あとは訴訟に係わる印紙代等を含めて予備費を計上させていただいている。

大沼 求償の内容は損害賠償の立替ということになると思うが、差し押さえとか、そういったことで請求されていくということではよろしいか。今の訴訟費用、それに係わる諸費用だがそういったものも合わせて。

委員長 それは内容に踏み込んでいる。今日は議運なので今の質問は受け付けられない。今の質問は最終日の即決のところまで質問していただく。他にあるか。なければ事務局より議事及び会期日程（案）について局長より説明していただく。

事務局長 委員長から話があった議案は町長提出議案第 31 号として提出される。この追加議案の上程だが 6 月 14 日の本会議で、即決をお願いします。最初にこの議案をご審議いただきたい。

委員長 ただいまの局長の説明で質疑あるか。  
（「なし」との声あり）  
なければ局長の説明の通りでよろしいか。  
（「異議なし」との声あり。）  
ご異議なしと認め、そのように決定した。他に何かあるか。  
ないようなので執行者は退席をお願いします。

---

## ②協議事項

委員長 その他の案件で議会としての協議事項である。6 月 6 日に開催の常任委員会後の全員協議会において、討論のあり方について協議したが、同日開催の総務建設経済常任委員会の坂本委員の討論について、内容に関する確認ができたので事務局より報告する。

局長 皆様のお手元に総務建設経済常任委員会内での陳情審査の、坂本委員討論の内容の確認ということで、データを用意させていただきました。一つ目、次のページに坂本委員の討論の内容の中での議事録の抜粋があり、最後のページに坂本委員の討論の内容があるので見比べていただきながら、説明させていただきたいと思う。一つ目の内容だが、役場から下町の元の地区長さんに村上という人が動き始めたということで、取り合うなよとそのような指令が出た、というよう内容について地域政策課の聞き取りの結果、地域政策課長が令和 3 年度下町の地区長の佐藤様に電話で確認したところ、役場からそのような指示は受けて

いなく、下町地区として本件に対応しないと決めたということである。さらに楽天モバイルから範囲を拡大した説明会を開催したいが、地区代表者の連絡先を教えてほしいと依頼を受けたため、5月11日に地域支援班の班長が令和4年度の下町の地区長の古沢様に電話をして、連絡先を伝えてよいか伺っているが、その際の古沢様の回答は次の通りである。楽天モバイルに連絡先を伝えるのは構わないが、下町としては役員会で携帯基地局については、法的に問題なく設置されたことから問題視しないことで決議を取っている。説明会の必要は感じていない。坂本委員の討論にある下町の署名がほとんどないことについて、役場が関与した事実はないとのことである。次に坂本委員の討論の件で私が担当に電話をして確認したら、そんなことはしていないと地域政策課の回答である。坂本委員の討論のとおり、委員会の審査前に地域政策課に確認の電話が2回入った。1回目は地域支援班長、2回目は地域政策課長からそのような事実がない旨を回答させていただいた。後ろのページには、坂本委員の討論の内容の中で、このところが関わってくるのではないだろうかというところに、下線をつけて示しているので参考にご覧いただければと思う。

委員長

今、局長より説明があったが、坂本委員の討論は陳情者の聞き取りのみに基づいており、執行者側への確認結果を考慮していない。その内容の事実がないことを執行者側は明確に否定しており、そのことは下町地区の2名の地区長さんの聞き取りで裏付けされていること、この点を踏まえて質疑に入りたいと思う。本件については陳情者の言われることが正しいのか、地区長が正しいのか、執行者側の言うことが正しいのかについて結論付けるのではなく、陳情者お一人、お一人の発言だけを正しいものとして捉え、地区長や執行者の発言を無視したかたちで構成されている討論が、適当であるかどうかを重要だと考えている。そういう討論をそのまま放置してよいのかどうか委員の皆さまに意見を伺う。

大沼

不実の事実を歪曲したりするのは問題だと思う。このことについては坂本委員が正しいということで発言されているのなら、それは議員の発言として認めるべきだと思う。ただ坂本議員が訂正に応じるなら、結果に従うということでよいのかと私は思う。

渡辺

私はこれがずっと残ることになるので、事実と違うのであれば書き直すわけにはいかないの、削除してしまうのがやり方だと思う。

- 一石                   これを聞いた時に思ったが下町の地区長から取り合うなよと言われたと議場で発言されたが、地区長の方に了解を得ているのか。私は非常に不用意な発言だと思った。議員というのは聞いたことをそのまま言うのではなくて、きちんと精査したことを、役場が言ったことなどをきちんと聞いたうえで、絶対にこれは議場で言うべきだと思ったことを言うべきだと思う。これは私も削除した方がよいと思う。実際に佐藤様に確認したら、役場から指示を受けていないことが分かったので削除すべきだと思う。
- 根岸                   議事録を読むと高橋さん、村上さんという個人名が出てきて、その関係性の話をしている。これが事実と違うなら削除した方がよいと思う。
- 委員長               他の方はご意見がないということか。どちらでもよいということか。
- 羽根                   根岸委員と同じ考えで、真実を言った言わないで、いずれにしても録音がなく、確実性もない中で町民の方の個人名が出ているということで、削除がよいのではないかというふうに思う。
- 二宮                   町民の利益か不利益かという点ではこちら側の情報が定かではないのであれば、削除した方がよいと思っている。
- 松崎                   当事者の坂本委員から話を聞きたい。
- 杉崎                   言った言わないが出ているのもあるし、高橋さんと村上さんは議事録に残ってしまうので、坂本議員が了解すれば取り下げてほしい。
- 委員長               暫時休憩する。
- 《休憩》
- 委員長               休憩を解いて議事を再開する。松崎議員から当の坂本議員に話を聞いてほしいとのことだったので、暫時休憩をして話を聞いた。ご本人も意味合いとしてはそういった部分があったが、言葉的には違っていたので削除してほしいという話だった。そういう理解でよろしいか。
- 松崎                   ご本人がそうおっしゃるなら異論はないが、坂本議員は委員ではないが今回の当事者なので、休憩にする必要はそもそもあったのか。議事録に載せてもよいのではないか。

委員長

今までこういうパターンがなかったので、事前に参考人みたいに話を伺う形にすればよかったと思うが、今回は休憩で行ってしまい申し訳ない。今回はこのような形で進めることでお話し願いたい。坂本議員から削除をすることについて伺ったが、そのことについて今日の委員の方の大多数が削除すべきだというご意見だった。議事録の修正内容だが議長と総務の委員長に一任したいが、それについて総務の委員長でもあり、議運の委員でもある大沼委員いかがか。皆様のお手元にある議事録の下線を引いてある内容を、どのように削除するのかということをごちらで大体決めていただき、最終的に14日に本会議場で本人がこの部分を削除してくださいと言っていたかたちで、正式にはなるがそれについて委員の方でご意見あるか。

羽根

発言の削除であれば、全部が一個まるまる削除ではないのか。

委員長

賛成討論をなさったので賛成討論をしたという事実があったと思う。全部削除だと討論がなかったということになるので、ある程度精査しこういうことだから賛成だということになると思うが、羽根委員いかがか。

羽根

規則的に大丈夫なら。

委員長

会期中なので。

根岸

休会中の委員会の発言もそういう扱いなのか。

委員長

本会議ではない中でだが、陳情は委員会付託で最終日に本会議場で賛否を決定するので、そこで確認するというかたちです。賛否を取る前に討論のところで、この部分は違っていたので削除をしてくださいと言っていたか。

局長

流れだが委員会の中での発言である。委員会であっても最終日に委員長報告として皆さんに審議いただく。委員長報告に入る前に坂本議員の方から訂正の発議をしていただき、それを受けて委員長報告をしていただく。今の説明で根岸委員分かったか。

根岸

委員長が受けて報告する。理解した。正式な取り扱いが分からなかった。

委員長

議会が終わってからこの議運をやっているわけではない。す

べては継続中である。

渡辺                    もっと簡便に委員長から坂本委員の申し出を受けて、こうしましたという報告ではいけないのか。坂本委員に申し出をしてもらって訂正するということになるのか。

局長                    発言の訂正については、ルールであくまでもご本人の発議によって発言の内容について訂正していただき、それを受けてという形で行うとご理解いただきたい。

委員長                その方が誰にとっても分かりやすいと思う。議事録の修正内容は議長と総務の委員長に一任したいと思うが、いかがか。

大沼                    議事録の修正をするというのは、当の本人が議事録を削除することを申し入れると思う。議長と私が修正をするものではなくて、あくまでも坂本議員が削除したものを、こういう形にしたということで報告いただく。付託されている中でも審査が終了しており、議会として付託したわけなので、現在のところでは議長の領域に戻っていくと思うので、委員長の報告を行う前に議長から委員長の付託案件について、討論の一部修正があると発言されて、そこで坂本委員がこういったところの発言について訂正をお願いしますということで、委員長報告に入っていくというのが流れ的にはスムーズなのかと思う。

委員長                大沼委員のおっしゃる通りなので、そのようにさせていただきたいと思う。それではそのように決めさせていただく。

他になければ、これをもって議会運営委員会を閉会したいと思うがいかがか。

（「なし」との多数の声あり。）

他に何か提案がなければこれで議会運営委員会を終わりにする。

閉会 16 時 00 分